

原発再稼働、災害リスク→施設設計の2段階審査に 事業者の負担軽減

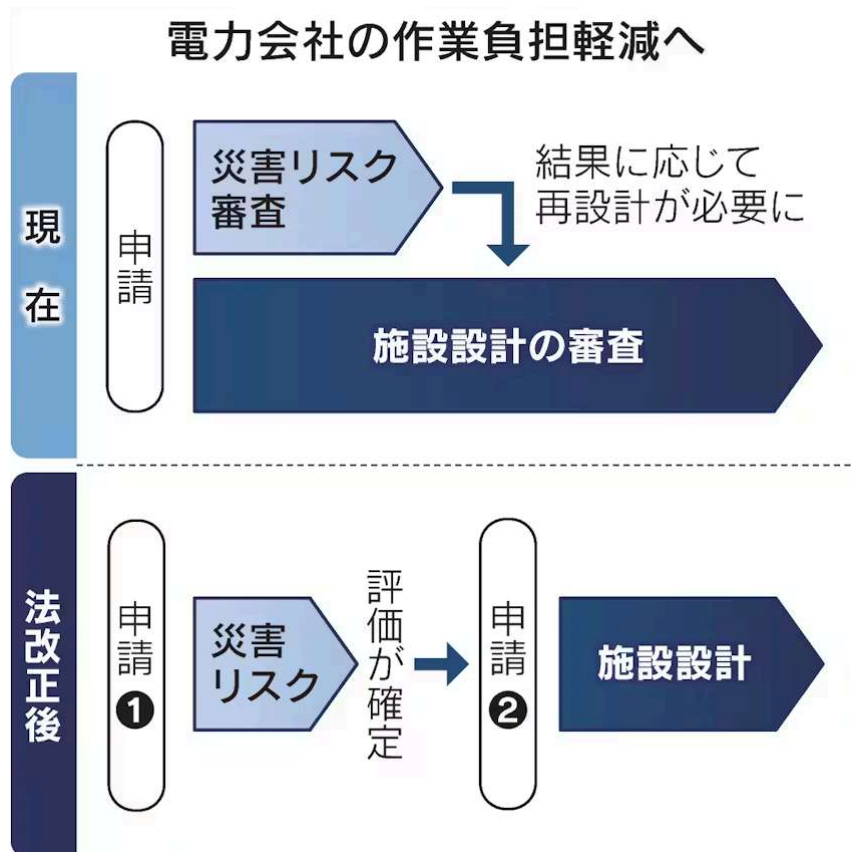
2026/6/2 5:00 | 日本経済新聞 電子版

原子力規制委員会は原子力発電所の再稼働に向けた安全審査を2段階方式に改める。災害リスクの審査を終えてから、施設設計の審査を受けつける。現在は両審査に必要な書類を同時に提出しなければならない。電力会社の負担軽減を狙う。

2027年にも原子炉等規制法の改正案を国会に提出する。

規制委での災害リスクの審査では委員の指摘を受けてリスクの評価が変わり、変更に基づいて施設の設計を変えるケースがある。評価が二転三転すれば、そのたびに設計を変更しなければならず、事業者側の作業負担の増大が指摘されていた。

地震や津波といった災害のリスクに関する評価をまず確定させ、施設の設計を固めてもらい、規制委で審査を受ける仕組みに変える。原子力に携わる人材の不足は近年問題となっており、効率運用は急がれる。



11年に起きた東京電力福島第1原発事故を受け、原発の再稼働には規制委での事前審査の合格が求められるようになった。国の定めた規制基準に合致しているかを審査している。

規制委は6月をめどに新制度の内容を固め、定例会合での議論に入る。審査で求める規制の基準自体は変えないため、規制委は見直し後も安全性に影響はないとする。

新制度では書類ベースの微修正や原発の安全に影響しない軽微な設備の更新については、認可制から届け出制に変更する。現在は審査会合を開いて内容を確認している。工事計画に関するルールを簡素にすることも検討する。

規制委は25年秋に見直しに着手していた。電力会社やメーカーでつくる原子力エネルギー協議会との意見交換会を複数回開き、事業者側から大きな異論は出ていない。

審査の合理化を巡っては国際原子力機関（IAEA）も必要性を訴えていた。26年1～2月に実施した規制委の体制検証後に、安全審査では災害リスクの評価をまず確定させる案や安全上の重要度に応じて規定を見直すことを提起した。

5月20日には自民党の原子力規制に関する特別委員会も政府への提言案として、災害リスクの評価を確定した後に設計審査の申請をできる法的枠組みの検討を明記した。

政府は25年に決めたエネルギー基本計画で40年度時点の電源構成に占める原発の割合を2割にする目標を打ち出した。24年度の実績は9.4%で再稼働の拡大が求められる。

今後の再稼働については国内に候補となる原発は8基ほどが考えられる。廃炉方針がなく、規制委の安全審査をまだ受けていない原発が候補にあたる。東電柏崎刈羽原発3～5号機（新潟県）などがある。新制度は将来の建て替えや新增設にも影響する。



 [「日本経済新聞 経済・社会保障」のX\(旧Twitter\)アカウントをチェック](#)

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.